

政府被害者救済新法案への要請

■長年に渡って、そして現在も統一教会の被害者の弁護を続けている全国霊感商法対策弁護士連絡会の「政府案に対する声明(2022年11月21日)」には、政府新法案について「被害救済のためにはほとんど役にたたない」と酷評されている。

少なくとも、まずは、以下の観点を踏まえて、使える、実効性のある新法となるよう、政府与党は踏み出していただきたい。

●政府案では、旧統一教会の救済すべき、いわゆるマインド・コントロール下にあり「困惑」せずに、進んでする寄付等は対象外となってしまう。それでは新法の意味がない。繰り返される寄付等の全てを明確に対象とすべき。

○政府案類型

禁止行為＝「霊感等による知見として、本人や親族の重要事項について、現在又は将来の重大な不利益を回避できないとの不安をもち、または不安を抱いていることに乗じて、当該不利益を回避するためには寄付をすることが必要不可欠であることを告げること」

この禁止行為により困惑して寄付の意思表示をしたときは取り消すことができる。

政府案は、「禁止行為(により)→困惑(して)→寄付(の意思表示)」の場合は取り消す、との法律構成である。「禁止行為→困惑→寄付」と紐づけされた一連の行為を寄附ごとに立証するのが基本であり、旧統一教会の献金にはほとんど当てはまらない。「必要不可欠」要件も厳しすぎて禁止行為の要件すらほとんど当てはまらなくなる。



○立法例

禁止行為＝「人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為を行い、又はその行為により惹起された状況を利用して著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導する行為」を禁止する。

この禁止行為による寄付を取り消し可能とする。

●家族等第三者による救済・取消権について、家族の範囲を現行よりも広げ、本人の無資力要件も緩和し、取り戻すことのできる寄付等の範囲を拡大すべきである。

●寄付等の定量的な目安を資産・収入・生活の状況等を考慮しつつ設けるべき。

以上